

阿久根市告示第42号

阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）交付要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

阿久根市長 西平良将

阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、利用者が減少し、事業活動に支障が生じている市内のタクシー事業者等の事業継続を支援するため、予算の範囲内において阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）（以下「給付金」という。）を交付することについて、阿久根市補助金等交付規則（平成19年阿久根市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う者をいう。）及び自動車運転代行業者（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する自動車運転代行業者をいう。）をいう。

（給付金の交付対象者）

第3条 給付金の交付の対象となる者は、タクシー事業者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) この要綱の施行の日（以下「基準日」という。）において現に市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する

意思があること。

- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 次に掲げるものではないこと。

ア 政治団体

イ 宗教上の組織又は団体

ウ 阿久根市暴力団排除条例（平成24年阿久根市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者

- (4) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当でないと市長が認める者でないこと。

（給付金の額等）

第4条 給付金の額は、別表のとおりとする。

2 給付金の交付は、1タクシー事業者等につき1回とする。

（給付金の交付の申請等）

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 車両数内訳書（別記第3号様式）
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 給付金の交付の申請期限は、令和4年5月31日とする。

（給付金の交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

2 市長は、給付金を交付しないことを決定したときは、当該給付金の交付申請をした者に対し、阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）不交付決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（給付金の交付の請求等）

第7条 交付対象者は、前条第1項の規定による通知を受け、給付金の交付請求をしようとするときは、阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による給付金の交付の請求を受けたときは、速やかに口座払の方法により給付金を交付するものとする。

（給付金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

（給付金の交付手続の特例）

第9条 規則第14条及び第15条に規定する手続は、省略する。

（報告及び調査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事務所等に立ち入らせ、関係書類等を調査させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年6月30日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

区分	基本額	台数割
(1) タクシー事業者	30万円	タクシー事業用自動車1台当たり3万円
(2) 自動車運転代行業者	30万円	自動車運転代行業随伴用自動車1台当たり6万円

備考1 (1)のタクシー事業用自動車は、市内事業所の車両のうち、基準日現在において国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に一般旅客自動車運送業の用に供する車両として登録されているものに限る。

2 (2)の自動車運転代行業随伴用自動車は、市内事業所の車両のうち、基準日現在において鹿児島県公安委員会に自動車運転代行業随伴用自動車の用に供する車両として認定されているものに限る。

3 タクシー事業及び自動車運転代行業のいずれの事業も行う者にあつては、基本額については主たる事業の区分に基づき、台数割については備考1及び2の区分に応じ、それぞれ算定するものとする。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）阿久根市長

住 所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
（個人事業主にあつては、自宅の住所）
（〒 ）

申請者 氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
（個人事業主にあつては、屋号及び代表者の氏名）

（署名又は記名押印）

電話番号

（日中連絡がとれる電話番号を御記入ください。）

阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）交付申請書

阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

対 象	事業所名（屋号）	
	所 在 地	
	業 種	<input type="checkbox"/> タクシー事業者 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業者
事業開始年月日	年 月 日	
資本金（法人のみ）		円
常時使用する従業員数		人
給付金の額		円

年 月 日

（宛先）阿久根市長

住 所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
（個人事業主にあつては、自宅の住所）
（〒 ）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
（個人事業主にあつては、屋号及び代表者の氏名）

（署名又は記名押印）

誓約書

当社（私）は、阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第 2 期）の交付を申請するに当たり、次の内容について、誓約します。

- 1 給付金に係る給付対象要件を満たしています。また、これまでに阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第 2 期）（以下「給付金」という。）を申請し、及び交付を受けたことはありません。
- 2 基準日以前から阿久根市で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があります。
- 3 記載事項及び証拠書類等の内容に虚偽はありません。
- 4 本申請の内容に関し、阿久根市から調査、報告、訂正などの求めがあった場合には、速やかにこれに応じます。
- 5 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたことが判明した場合には、給付金の交付の取消し及び返還に異議なく応じます。
- 6 阿久根市長が、交付対象要件を確認するため、必要な事項を、鹿児島県警察本部長、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局又は鹿児島県公安委員会に照会することについて同意します。
- 7 給付金の交付事務に係る審査の範囲で、申請者に係る所得並びに市税の課税及び納付の状況を照会・調査することに同意します。

第3号様式（第5条関係）

車両数内訳書

1 車両の内訳

番号	車両ナンバー	番号	車両ナンバー	番号	車両ナンバー
1		9		17	
2		10		18	
3		11		19	
4		12		20	
5		13		21	
6		14		22	
7		15		23	
8		16		24	

※ 阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）交付要綱の別表2に規定する内容に該当する車両を記載すること。

2 給付金の算定

区分	基本額 (a)	車両保有台数 (b)	1台当たりの給付金額 (c)	申請及び請求額 (a) + (b) × (c)
(1) タクシー事業者	300,000 円	台	30,000 円	円
(2) 自動車運転代行業者		台	60,000 円	円
				円

上記の車両の内訳に記載している車両は、当社（私）が保有する車両と相違ありません。

年 月 日

住 所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
 （個人事業主にあつては、自宅の住所）
 （〒 ）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
 （個人事業主にあつては、屋号及び代表者の氏名）

（署名又は記名押印）

第 号
年 月 日

様

阿久根市長

阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付決定の取消し又は返還の求めについて

次のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- (1) 阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

3 その他

この給付金は、課税対象となります。

第 号
年 月 日

様

阿久根市長

阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）については、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

- 1 給付金の名称
阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）
- 2 交付をしない理由

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）阿久根市長

申請者 住所

氏名

（署名又は記名押印）

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）交付請求書

阿久根市タクシー事業者等事業継続支援給付金（第2期）交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座情報

金融機関名	銀行・信金 農協・信組							支店 支所
口座種別	普通・当座・貯蓄		口座番号 ※右詰め					
フリガナ								
口座名義人								

※ 通帳（口座名義等分かるページ）の写しを添付してください。